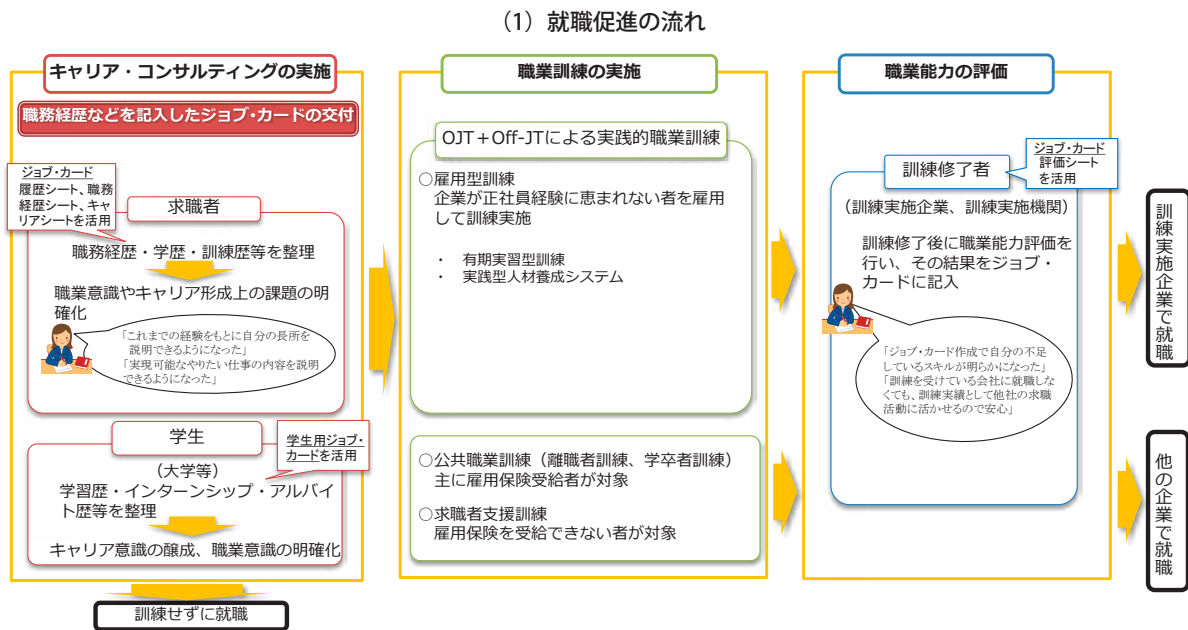
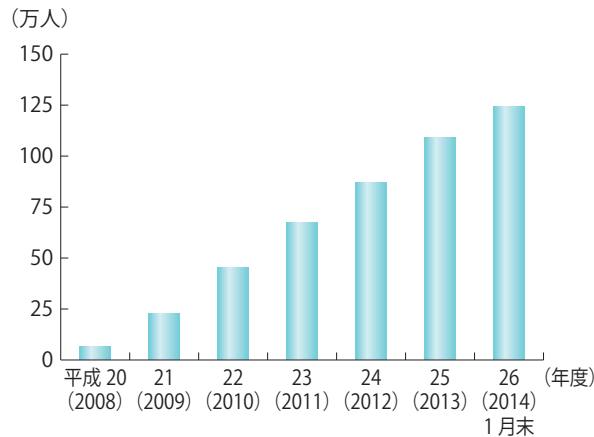


第2-2-29図 ジョブ・カード



(2) 取得者数 (累計)



(出典) 厚生労働省資料  
(注) (2) の平成 25 年度は 10 月末までの数値。

- ・ 一定の知識などを有するキャリア・コンサルタントによるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施
- ・ 企業における実習と教育訓練機関などにおける座学を組み合わせた訓練を含む実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）の受講の機会の提供
- ・ キャリア・コンサルティングにより整理された職務経歴書などのほか訓練終了後の職業能力評価の情報を取りまとめた「ジョブ・カード」の就職活動などにおける活用

なお、ジョブ・カード制度は、平成 26（2014）年度に見直しに向けた検討を行い、平成 27 年度中に新制度に移行する予定としている。

また、若年技能者の人材育成を図るため、工業高校や職業訓練校で技能を学ぶ学生や訓練生を対象として 3 級技能検定を毎年実施している。さらに、若年者のものづくり離れ・技能離れがみられる中で、技能の魅力・重要性を啓発し、若年ものづくり人材の確保・育成を促すため、ものづくりマイスターによる若年技能者などへの実技指導や職場体験実習などを行う「若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）」を実施しており、平成 27 年度は、この制度によるフリーターなどを

含めた広く若者へのものづくり技能の魅力発信を図るとともに、ものづくりマイスターの学校派遣などによる技能検定受検を目指す若者への実技指導、技能検定の裾野に当たる3級職種の新設などの「目指せマイスター」プロジェクトを強化し、若者のものづくり技能分野への積極的な誘導を図ることとしている。

こうした取組を通じて、若年者の技能修得意欲を向上させるとともに、教育訓練の成果を社会一般の評価として明確化するなど、能力を軸とした若年労働市場の基盤整備を図っている。

人材育成に取り組む事業主などに対して訓練経費や賃金の一部を助成する「キャリア形成促進助成金」について、平成27年度は「若年人材育成コース」及び「熟練技能育成・承継コース」の助成対象を大企業まで拡充するとともに、ものづくり分野において事業主が地域の事業主団体などと連携して行う訓練に対する助成制度を新設し、企業内における若者への技能継承や中核人材の育成を図っている。

文部科学省は、産業界のニーズを踏まえた中核的専門人材養成を推進していく観点から、専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高校と産業界などが産学官コンソーシアムを組織し、社会人や大学生、専門学校生、高校生が就労やキャリアアップに必要な知識・技術・技能を習得するための学習システムの構築を図っている。

## 2 就労等支援の充実

### (1) 高校生などに対する就職支援（文部科学省、厚生労働省）

文部科学省は、都道府県教育委員会などに対し、都道府県労働局と連携した一層の求人開拓と未就職卒業生への配慮を依頼するとともに、経済団体に対しても、新規高校卒業生の求人枠の維持・拡大や求人秩序の確立、適正な採用選考の実施を要請している。また、進路指導主事などと連携して就職を希望する生徒に就職相談や求人企業の開拓を行う「高等学校就職支援教員」（ジョブ・サポート・ティーチャー）を配置する経費が地方財政措置されており、高校で活用されている。

厚生労働省は、ジョブサポーター<sup>74</sup>を活用し、在学中からの働く意義や職業生活についての講習や、地元企業を活用した高校内企業説明会、求人情報の提供、職業適性検査や各種ガイダンス・セミナー、求人開拓、未内定者に対する一貫した個別支援（職業相談、応募先の選定、面接指導など）を、学校と一体となって実施している。

### (2) 大学生などに対する就職支援等

#### ア 学生に対する就職支援（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

文部科学省は、学生の厳しい雇用情勢を受け、関係府省と連携しつつ、大学などの就職相談員とハローワークのジョブサポーターとの連携の促進などにより、大学などにおける就職支援体制を強化している。また、教育課程内外にわたり就業力の育成を目指して各大学が行う取組などを総合的に支援している。

厚生労働省は、

- ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後未就職の者を専門に支援する「**新卒応援ハローワーク**」<sup>75</sup>を全国に設置（平成27（2015）年4月1日現在、57か所）し、広域的な求人情報の提供や、職業紹介、中小企業とのマッチング、求人開拓、就職支援セミナー・面接会の実施を行っている。ジョブサポーターを活用し、就職活動から職場で定着するまでの一貫した担当者制による個別支援（求人情報の提供、就職活動の進め方、エントリーシートの添削、面接指導、職場定着支援など）や臨床心理士による心理的サポートを行っている。また、新卒応援ハ

74 平成25（2013）年度は、2,300人を全国に配置し、ジョブサポーターの支援により高卒と大卒等を合わせて約20万人の就職が決定した。

75 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/05.html>

ローワークなどに配置されているジョブサポーターを活用した全校担当制や、大学などへのジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談を実施するなど、学校などとも連携を強化している。これらの新卒応援ハローワークの支援により、平成25（2013）年度は延べ約70万人が利用し、約10万人の就職が決定した。

- ・1人でも多くの新卒者・既卒者に「新卒応援ハローワーク」やジョブサポーターを知ってもらうため、学生向け・第二新卒向けの就職情報ポータルサイトを運営する民間企業の協力により、新規学校卒業予定者などに対する広報を実施している<sup>76</sup>。
- ・卒業後3年以内の既卒者の就職を促進するため、**雇用対策法**（昭41法132）に基づく「**青少年雇用機会確保指針**」の周知を進めている。
- ・文部科学省と経済産業省と連携し、未内定の学生・生徒の就職先が1人でも多く卒業までに決まるよう、平成27（2015）年1～3月までを集中支援期間とし、「**未内定就活生への集中支援2015**」として、新卒応援ハローワークによる支援や、就職面接会、中小企業とのマッチングなどを集中的に実施した<sup>77</sup>。また、4～6月までを未就職卒業生に対する集中支援期間とし、「**未就職卒業生への集中支援2015**」として同様の支援を集中的に実施している<sup>78</sup>。
- ・若者の採用・育成に積極的な中小企業を「**若者応援宣言企業**」として積極的にPRなどを行う「**若者応援宣言**」事業を実施している。
- ・採用時に必要な社会的スキルが乏しいなど就職活動に困難を有する学生などを対象として、その特性に配慮した職業訓練の受講機会を提供している。
- ・若者の雇用の促進や職場定着等を図ることを通じて、職業生活において若者がその能力を有効に発揮することができるよう、若者の適職選択及び職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に講ずる若者雇用促進法案（勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案）を平成27年3月に第189回国会に提出しており、法案成立後、その円滑な施行を図る。

経済産業省は、新卒者などの未就職者に対し、中小企業・小規模事業者の事業現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援する「**新卒者就職応援プロジェクト**」を実施した。また、地域の中小企業支援機関や大学などが連携し、中小企業と学生との日常的に顔が見える関係構築から新卒者などの採用・定着までを一貫して支援する「**地域中小企業の人材確保・定着支援事業**」を実施した。

#### イ 秩序ある就職・採用活動への取組（文部科学省）

学生の就職・採用活動については、これまで大学等関係団体や各経済団体より就職・採用活動時期の見直しが提言されてきたが、近年の就職活動の過熱化を踏まえ、学生の学修時間や留学等の多様な経験を行う機会を確保する観点から、平成25（2013）年4月19日に安倍内閣総理大臣から経済団体に対し、平成27（2015）年度卒業・修了予定者から、広報活動の開始時期を卒業・修了前年度の3月に、採用選考活動の開始時期を卒業・修了年度の8月に変更することを要請した。

この要請内容は「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に盛り込まれ、一般社団法人日本経済団体連合会においては、平成25年9月13日に「日本再興戦略」にのっとった形で「採用選考活動に関する企業の倫理憲章」を見直し、「採用選考に関する指針」を策定した。

また、文部科学省においては、同年4月22日に文部科学大臣から大学等の関係団体に対し、国民や社会の期待に応える人材を育成するため、大学改革や大学教育の質的転換に積極的に取り組むよう要請した。

76 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069885.html>

77 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069886.html>

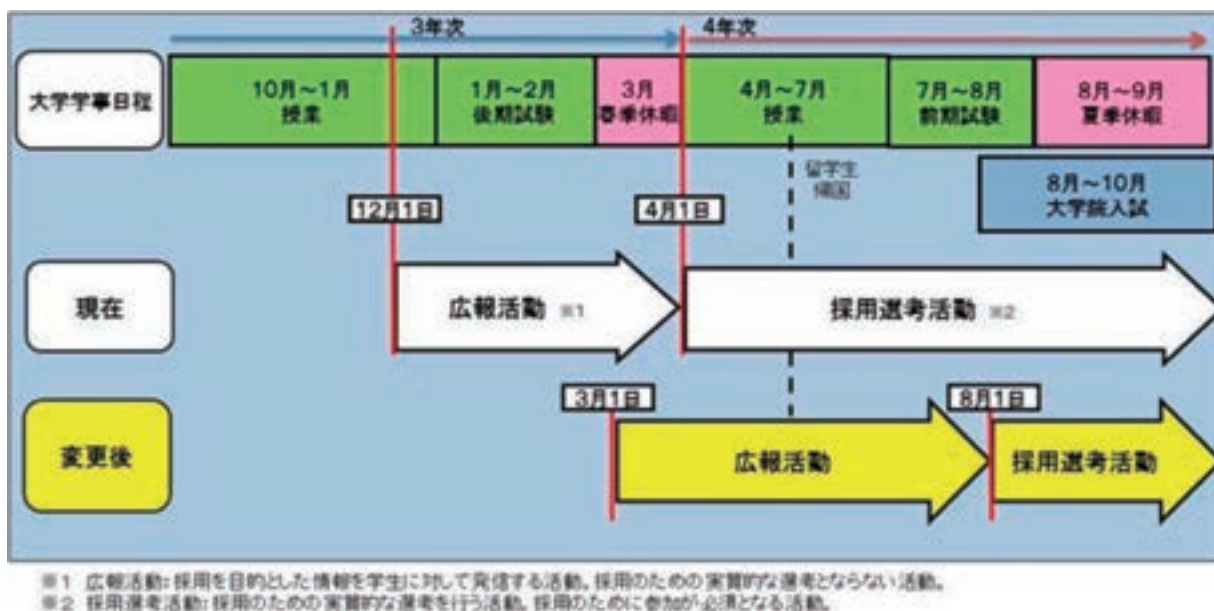
78 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073750.html>

就職問題懇談会においては、これらを踏まえ、就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保するため、同年9月27日に申合せを策定した。

加えて、就職・採用活動開始時期の変更を円滑に実現するため、同年11月22日には経済3団体及び外資系企業や中小企業などが加入する団体を含めた主要経済・業界団体等約450団体に対し、再チャレンジ担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣の連名により文書で要請した。

さらに、平成27年1月23日に、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省から主要経済・業界団体等に対して、就職・採用活動開始時期の変更の趣旨に沿った広報活動・採用選考活動を行っていただくよう再度の要請を行った。また、就職問題懇談会においても平成27年2月25日に、学生の就職・採用活動が公平・公正かつ秩序をもって行われるよう、特に企業等に理解を求める事項について、改めて申合せを行い、企業に周知徹底を図っていくこととしている。文部科学省としては、引き続き関係府省と連携し、大学等、経済界と一体となって、就職・採用活動開始時期の変更の円滑な実施のため、必要な取組を進めていく。

第2-2-30図 就職・採用活動開始時期変更後のスケジュール



(出典) 首相官邸ホームページ ([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ywforum/zikihenkou\\_info.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ywforum/zikihenkou_info.html))

### (3) 職業的自立に向けての支援

#### ア ジョブカフェにおける支援（厚生労働省）

厚生労働省は、都道府県が主体的に設置するジョブカフェ<sup>79</sup>（「若年者のためのワンストップサービスセンター」）。平成26（2014）年4月現在46都道府県に設置。）において、企業説明会や各種セミナーを民間団体に委託して実施している。また、都道府県からの要望に応じ、ジョブカフェにハローワークを併設（平成26年4月現在39都道府県）し、若者を対象とした職業相談・職業紹介を行っている。平成26（2014）年度のサービス利用者数は約169万人、就職者数は約12万人に上る。

#### イ ハローワークにおける支援（厚生労働省）

厚生労働省は、フリーターなどが安定した職に就くことができるよう、ハローワークにおいて、支

79 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/jakunensha/jobcafe.html>